

# 《平成18年所沢市議会第3回定例会》 予算の補正や条例の制定など 36議案を可決しました

平成18年所沢市議会第3回定例会が、9月5日から22日まで18日間の会期で開かれました。この議会には、市長提出議案として平成18年度補正予算や条例の制定など、36議案を上程しました。審議の結果、上程した議案はすべて原案どおり可決されました。可決された議案の主な内容を報告します。

## ◆ 予算関係 ◆

平成18年度一般会計予算・特別会計予算の補正を行いました。その結果、平成18年度一般会計予算の補正では、歳入歳出にそれぞれ24億5,614万8千円を追加し、予算総額812億5,334万9千円になりました。このほか、平成18年度特別会計補正予算は、次のとおりです。  
▽下水道特別会計：74億1,870万円  
▽国民健康保険特別会計：281億2,807万5千円  
▽老人保健特別会計：190億7,197万5千円  
▽介護保険特別会計：119億7,352万5千円

## ◆ 条例関係 ◆

▽所沢市施設整備基金条例 (一部改正)  
▽所沢市農業委員会の選挙による委員の選挙区及び各選挙区定数条例等  
▽所沢市役所出張所設置条例及び所沢市学習等供用施設条例  
▽公益法人等への職員の派遣等に関する条例

▽所沢市土地開発基金条例  
▽所沢市立学校設置条例  
▽所沢市立公民館設置及び管理条例  
▽所沢市立松原学園設置及び管理条例等  
▽所沢市国民健康保険条例  
▽所沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例  
▽所沢市老人の医療費の助成に関する条例

## ◆ 規約変更 ◆

▽埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について

## 秋の全国火災予防運動の実施 《11月6日は119番の日》



消防活動の様子

化学消防ポンプ自動車の取得について  
◆字の区域の変更について  
◆和 解  
◆諮 問  
◆産業廃棄物処理計画書に係る意見を求めることについて (2件)  
◆教育委員会委員の任命  
◆市道路線の認定・廃止  
◆認定……3件 (6路線)  
◆廃止……3件 (3路線)  
◆財産の取得  
◆火災の発生状況および今後の対応  
今年、1月から9月末までに市内で発生した火災は82件で、昨年の同期と比較して減少 (2件減少) しています。また、建物火災 (46件) に占める住宅火災の発生件数 (34件) の割合は74%と非常に高く、逃げ遅れによると思われる焼死者も1人発生しています。

公平委員会委員の任期満了に伴い、議会の同意を得て、次の方を選任しました。  
■安川 利夫氏  
■古敷谷 千賀子氏  
◆決算特別委員会へ付託  
平成17年度一般会計・特別会計・事業会計の決算認定……12件  
◎詳細は、市ホームページでご覧いただけます。



## 所沢市消防団特別点検を実施します

消防団の厳正な規律や消防技術を市長が点検し、その勇姿を多くの市民の皆さんに披露するため、毎年恒例の消防団特別点検を行います。  
とき 11月19日 (日) / 午前8時30分～正午  
ところ 三ヶ島中学校  
内容 消防団員の規律や日ごろ訓練した消防技術について市長の点検を受けるもので、消防車の行進や放水訓練などを行います。ぜひ、ご観覧ください。  
◎当日、午前7時にサイレンが鳴ります。火災と間違えないようにしてください。  
問い合わせ 消防本部警防課 (☎2922-5117・FAX2924-5186)



放水訓練の様子



火災予防キャンペーンの様子

とにより、火災の発生および拡大を防止し、尊い生命と貴重な財産を守ることを目的としています。  
実施期間 11月9日 (木)～15日 (水)  
重点目標  
1 住宅防火対策の推進  
2 放火火災・連続放火火災予防対策の推進  
3 特定防火対象物における防火安全対策の徹底  
4 地域における防火安全体制の充実  
5 震災時における出火防止対策等の推進  
6 消火器の適切な維持管理の推進

住宅用火災警報器設置  
全国的に増加傾向にあり、就寝中等の逃げ遅れによる死者の発生を防止するため、一般住宅の寝室・避難する階段には、住宅用火災警報器を設置することが消防法で義務付けられました。  
新築住宅は平成18年6月1日から既存住宅は平成20年6月1日になるまでに住宅用火災警報器の設置が必要で、

## 火災予防キャンペーン

火災予防キャンペーンを次のとおり行います。  
◆パレード等の実施  
とき 11月11日 (出) / 正午～午後1時15分 (雨天中止)  
ところ 所沢プロペ通り・所沢駅西口・西武百貨店東側入口

## 住宅防火機器等の展示

とき 11月8日 (木)～15日 (水) / 午前8時30分～午後5時  
ところ 市役所1階・市民ホール  
内容 市内小・中学生製作の防火ポスター展示、住宅防火機器等の展示、119番通報要領パネル展  
◆防火ポスター等の展示  
とき 11月8日 (木)～15日 (水) / 開店  
ところ パルコ新所沢店、西友大手  
指A館  
内容 市内小・中学生の製作による防火ポスター展示  
問い合わせ 消防本部警防課 (☎2924-1313・FAX2924-5186) 。

## 困ったとき、ひとりで悩まないで 市民相談をご利用ください

市民の皆さんが生活上抱える問題や悩みごとに対し、それぞれの専門家が相談に応じています。お気軽にご相談ください。  
お問い合わせ 市民相談課 (☎2998-9092・FAX2998-9041)

## 特設入権相談

家庭内または近隣のもめごと、ストーカー被害でお困りの方、社会のさまざまな差別やお悩みの方などの人権に関するご相談を無料でお受けします。秘密は厳守します。  
とき 11月14日 (火)  
ところ 市役所1階・市民相談課受付時間 午前10時～11時30分、午後1時～3時30分  
相談員 人権擁護委員およびさいたま地方方法務局所沢支局職員

問い合わせ 市民相談課 (☎2998-9092・FAX2998-9041) / さいたま地方方法務局所沢支局 (☎2992-2677・FAX2995-4040)  
無料登記相談会  
埼玉土地家屋調査士会所沢支部では、土地・建物の登記や面積、隣地の境界、公道との境目、建物の各種登記など、不動産の調査と登記に関するお問い合わせ 市民相談課 (☎2998-9092・FAX2998-9041) / 埼玉土地家屋調査士会所沢支部 (☎2998-9041) / 所沢市役所1階市民ホール

するご相談を無料でお受けします。  
とき 11月8日 (木)  
ところ 市役所2階201会議室  
受付時間 ▼午前の部：午前9時30分～11時30分 ▼午後の部：午後1時～3時30分  
◎先着順で受け付けます。  
受付場所 市役所1階市民ホール  
お問い合わせ 市民相談課 (☎2998-9092・FAX2998-9041) / 埼玉土地家屋調査士会所沢支部 (☎2998-9041) / 所沢市役所1階市民ホール

不動産取引無料相談会  
全日本不動産協会埼玉県本部では、宅地・建物の売買および賃貸借などの不動産取引に関するご相談を無料でお受けします。  
とき 11月10日 (金)  
ところ 市役所6階601会議室  
受付時間 ▼午前の部：午前10時～12時 ▼午後の部：午後1時～3時30分  
◎先着順で受け付けます。  
受付場所 市役所1階市民ホール  
相談員 弁護士、税理士、取引相談委員 (宅地建物取引主任者)  
お問い合わせ 市民相談課 (☎2998-9092・FAX2998-9041) / 全日本不動産協会埼玉県本部 (☎048-866-5225・FAX048-5181)

## 国民健康保険からの給付

国民健康保険の出産育児一時金と葬祭費の支給額が平成18年10月1日から次のとおり変更となりました。  
出産育児一時金：35万円 (30万円) 葬祭費：………5万円 (10万円)  
◎ ( ) 内は変更前の支給額です。  
◆出産育児一時金  
被保険者の出産後、世帯主が申請することにより支給されます。妊娠12週 (85日) 以降であれば、死産および流産でも支給されます。ただし、医師の証明が必要です。  
申請時に必要なもの ▼保険証 (出生された方のもの) ▼世帯主の銀行口座 (振込先)  
申請に必要なもの ▼保険証 (亡くなられた方のもの) ▼喪主の銀行口座 (振込先)

## 皆さんの善意

愛の福祉基金 ◆新井 勇 様 (2万円) ◆柳瀬 千太郎 様 (2万円) ◆フコ会 (8万円) ◆埼玉土建 一般労働組合所沢支部 様 (10万円) ◆上安松 西けやきボランティア 様 (5万円) ◆緑地保全のため ◆般 悠理 奥 様 (2万円) ◆老人ホーム亀鶴園へ ◆フラワ ーショップ 埼玉西支部 様 (盛り花) ※8月16日から9月15日までの受け付けです。ありがとうございました。

## ご利用ください ～消費生活相談～ 消費生活センター

契約トラブル、訪問販売、悪質商法 (架空請求や住宅リフォーム等)、欠陥商品、クリーニング、サービス等の消費生活全般に関する相談を受け付けています。消費生活相談員が適切なアドバイス、情報を提供します。  
●相談日時 月～金曜日 / 午前10時～11時30分、午後1時～3時30分  
●相談専用ダイヤル ☎2926-0999  
●ところ 旧市庁舎2階 (宮本町1-1-2)

## 市役所1階・市民相談課 (☎2998-9092) で受け付ける相談内容

相談名	相談日時 (受付)	内 容	相談員
一般相談	毎週月～金曜日 / 午前9時～11時30分、午後1時～3時30分	日常の問題や悩みごとの相談	専任市民相談員
法律相談 ◎予約制 (電話可)	毎週月・金曜日 / 午前10時～午後3時30分 (予約受付は午前8時30分～午後5時)	金銭の貸借、土地家屋、相続関係等の法律上の問題の相談	弁護士
人権相談	毎週火曜日 / 午後1時～3時30分	不当な扱いや差別等の人権問題の相談	人権擁護委員 (法務省から委嘱)
行政相談	毎週金曜日 / 午後1時～3時30分	国・公社・公団等の行政に関する苦情や要望の相談	行政相談委員 (総務省から委嘱)
税務相談	毎週木曜日 / 午前10時～11時30分	税申告・相続等の各種税務上の問題の相談	税理士
登記相談	毎月第1・3木曜日 / 午後1時～3時30分	不動産売買・相続等の登記上の問題の相談	司法書士
保険・年金相談	毎月第2・4火曜日 / 午前10時～11時30分	年金・労働・雇用上の問題の相談	社会保険労務士
住宅増改築等相談	毎週火曜日 / 午後1時～3時30分	住宅の増改築等の相談	建築専門業者
行政書士相談	毎月第1・3火曜日 / 午前10時～11時30分	県庁や警察・法務局等の役所に提出する許可関係の相談 (会社設立含む)	行政書士
外国人生活相談	英語…毎月第2・4木曜日 中国語…毎月第1・3・5木曜日 ◎いずれも午後1時～3時30分	英語、中国語等による日常生活の悩みごとの相談	専任外国人生活相談員

◎相談対象は市民の方で、時間は30分以内です。法律相談以外は先着順です。なお、電話相談は受け付けていません。

## 10人の女性消防団員誕生

10月1日に当市で初めて女性消防団員を採用しました。女性消防団員が入団したことで、今まで以上に地域に密着し、「救命講習会」や「単身老人宅防火訪問」など市民の皆さんへの指導を中心とした活動の幅が広がることを期待しています。女性消防団員入団式 (右写真参照) を10月1日に市消防本部で行い、現在、女性消防団員は一日も早く活躍できるよう研修中です。市民の皆さんの応援とご協力をお願いします。



撮影：市民カメラマン・津田資雄

◆ふるさと消防団活性化助成事業  
女性消防団員の着用する制服は、「ふるさと消防団活性化助成事業」として自治総合センターから助成を受けたものです。自治総合センターでは、地域住民の消防団活動に対する認識を深め、消防団活動の健全な発展を図るため、宝くじの普及広報事業の収入を財源として助成を行っています。  
問い合わせ 消防本部警防課 (☎2922-5117・FAX2924-5186)

お問い合わせ 消防本部警防課 (☎2922-5117・FAX2924-5186)